

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件
- 東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第一項及び第百十三条第一項第五号の規定に基づく東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 令和六年九月一日
- 二 選挙すべき議員の数 一人

### 福島県選挙管理委員会告示第四十五号

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 選挙長

一 白河市会津町三十三番地七 会津町公舎三〇二 伊藤 智樹

二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市八島田字東本庄町八番地十 加藤 英和

### 福島県選挙管理委員会告示第四十六号

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙長の事務を取り扱う場所

白河市昭和町二百六十九番地 福島県南地方振興局

二 立候補の届出を受理する場所

白河市昭和町二百六十九番地 福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室

### 福島県選挙管理委員会告示第四十七号

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

二 届出を受理する場所

白河市昭和町二百六十九番地 福島県南地方振興局

### 福島県選挙管理委員会告示第四十八号

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場

所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 場所 白河市昭和町二百六十九番地 福島県白河合同庁舎大会議室  
二 日時 令和六年九月三日午前十時

**福島県選挙管理委員会告示第四十九号**

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 場所 白河市昭和町二百六十九番地 福島県白河合同庁舎三階三〇五会議室  
二 日時 令和六年八月二十三日午後六時

**福島県選挙管理委員会告示第五十号**

令和六年九月一日執行の東白川郡選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。

令和六年八月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 令和六年八月二十三日